

○沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例

平成28年9月30日

条例第40号

改正 平成30年3月6日条例第9号

令和2年3月6日条例第11号

令和5年3月1日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画の区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）内においては、別表第2に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が土地利用の状況等に照らして、適正な都市機能及び健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、この限りでない。

(建築物の敷地が計画地区の内外にわたる場合等の措置)

第5条 建築物の敷地が計画地区の外と一の計画地区にわたる場合においては、その敷地の過半が当該計画地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該計画地区に係る前条の規定を適用し、その敷地の過半が当該計画地区の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、この規定を適用しない。

2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半が属する計画地区に係る前条の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条本文の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続きその規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、次の各号に掲げる範囲内において増築し、又は改築することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第9項まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条本文の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は建造主
 - (2) 第4条本文の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）
 - (3) 法第87条第2項又は第3項において準用する第4条本文の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - (4) 法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項中第4条本文に関する部分の規定に違反した場合における当該工作物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則（令和5年3月1日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。